

議題 1 介護予防支援事業所の指定等について

1 事業所の新規指定について

介護保険法の改正により、令和 6 年 4 月から、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることができるようになり、現在 3 件の指定申請を受理しております。

介護保険法第 115 条の 23 第 4 項「指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」の規定に基づき、次の事業所の指定についてお諮りします。

	サービス種別	事業所名	事業所所在地	指定年月日	備考
1	介護予防支援	伸生会デイケアセンター 居宅介護支援事業所	御殿 2 丁目 17 番 42 号	令和 6 年 8 月 1 日	
2	介護予防支援	居宅介護支援事業所 まっがおか	東中原 2 丁目 2 番 56 号－ 2	令和 6 年 8 月 1 日	
3	介護予防支援	居宅支援事業所 さくら	四之宮 6 丁目 2 番 20 号	令和 6 年 8 月 1 日	

以 上